# 記入例

# 高齢者日常生活用具貸与申請書

年 月 日

(宛先) 三条市長

申請者 住 所 三条市**旭町2-3-1** 氏 名 **三条 太郎** 電話番号 **34-5511** 

次のとおり申請します。

また、申請の要件等を確認するため、市が公簿等を確認することに同意します。

	象		住	Ĵ	所	三条市旭町2-3-1							
1.1		者	氏		名	三	条 太良	ß					
对			生	年月	日	●年	●月 ●	▶日( ●●歳)					
			電	話番	号	3 4	-551	l 1					
対	象	者	の	区	分(			しの高齢者 の世帯に属する者					
貸	与	希	望	用;	具	緊急	緊急通報装置						
	帯			対象者 の続		氏	名	生年月日	生計中心者	備考・連絡先			
世状		員	の 況	本人		三条	太郎	●年●月●日	0				
	計中	: دار ا		妻		三条	花子	●年●月●日					
に○をください		付け											
. /	_ <u>C</u> . V	0											

三条市記入欄			

- ・緊急時に駆け付け等を依頼する場合があるため、なるべく 3件記入してください。
- ・連絡から早急(30分以内)に駆け付けていただく必要があります。短時間で駆け付け可能であれば市外の方でも御登録いただけます。

フリガナ	サンジョウ タロウ
対象者	三条 太郎

# 緊急 連絡 先

- ・緊急時の連絡先としてなるべく3件記入してください。(そのうち1件以上は緊急時速やかに自宅へ訪問できる方にしてください。)
- ・連絡先の方へ了解を得てから記入してください。

- ・携帯、自宅のどちらか片方の みでも御登録いただけます。
- ・自宅番号は市外局番も必ず御記入ください。

	- 11 <del>1</del> ° 1					
順	フリガナ	続柄	住所	携 帯 番 号		
位	氏 名	496 111	μ ///	自宅番号		
	サンジョウ イチロウ	_	<b>〒●●●</b> -●●●	090-0000-0000		
1	三条 一郎	三条市●●●●		(0256) 00 — 0000		
	サンジョウ ハナ		<b>〒●●●</b> -●●●	080-0000-0000		
2	三条 花	友人	三条市●●●●	( ) –		
3	サンジョウ ハジメ		<b>〒●●●</b> -●●●			
	三条 一	親戚	加茂市●●●●●	(0256) 00 — 0000		

かかりつけの病院		Ē	電言	舌番号	備	考
〇〇医院		0256	)	00-0000	糖尿病	
	(	)		_		

※鍵預かり ⇒【有



**₩**-

・緊急時、内鍵が掛かっていた場合でも速やかに安否確認ができる ように、緊急連絡先に合鍵を預けてください。

合鍵を預かっている方(鍵預かり無の場合は、緊急時に自宅内に入る方法を知っている方)

#### 三条一郎、三条花

取付工事について業者との日程調整及び当日の立会いを行う方(本人の場合は連絡可能時間帯のみ記入)

氏名

電話番号

連絡可能時間帯(平日9時から16時まで)

三条 一郎

090-0000-0000

月曜以外、12時から13時

持病又は最近かかった病気

#### 糖尿病

その他 (定期的に利用している介護サービス等がある場合も御記入ください。)

例) 毎週水曜 デイサービス

## 月、水、土のお昼 ヘルパー利用

### 契約書は2通作成し、2通とも提出してください。

三条市高齢者日常生活用具貸借契約書

【緊急通報装置】

貸付人三条市(以下「甲」という。)と借受人

三条太郎

(以下「乙」という。)

との間に三条市高齢者生活支援事業実施要綱に基づき、次の条項により日常生活用具(以下「用具」という。)の貸借契約を締結する。

(貸与物件)

第1条 甲は、次に掲げる用具を乙に貸与する。

生活用具	規格	数量
緊急通報装置		1

(貸与期間)

第2条 甲が用具を貸与する期間は、乙が引渡しを受けた日から、当該用具を使用する対象者が用 具の貸与対象者でなくなるか、又は用具を必要としなくなるまでの間とする。

(費用の負担)

第3条 乙は、その負担能力に応じて、用具の使用に係る費用の一部を負担するものとし、その負担する費用は、高齢者日常生活用具貸与決定通知書の通りとする。

(使用上の注意)

- 第4条 乙は、常に善良な管理の注意をもって貸与された用具の維持管理をしなければならない。
- 2 乙は、当該用具を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはならない。 (届出)
- 第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に申し出て、その指示に従わなければならない。
  - (1) 用具の全部又は一部をき損し、又は滅失したとき。
  - (2) 乙及び対象者の住所又は氏名の変更があったとき。
  - (3) 用具の貸与対象者に該当しなくなったとき。
  - (4) 対象者が用具を必要としなくなったとき。

(返還)

第6条 甲は、乙が本契約の条項に違反したときは、用具の返還を命ずることができる。 上記契約の締結を証するために、本契約書2通を作成し、各自1通を保有する。

> 年 月 日 甲貸付人 三条市旭町二丁目3番1号

> > 三条市

代表者。三条市長

乙 借受人 住所 三条市 旭町2丁目3番1号

<sub>氏名</sub> **三条 太郎**